

奈良県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
高市郡明日香村大字御園五番二先から 高市郡明日香村大字檜前七〇六番一先まで	前	八・七 ） 一五・五	三三四・〇	
	後	一一・一 ） 一九・二	三三四・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和六年五月三十一日